

国保県単位化に伴う県条例の整備について

1 趣旨

現在、市町村が個別に運営している国民健康保険について、平成 30 年度から都道府県が財政運営責任を担うなど中心的な役割を果たすよう変更される。これに伴い、関係条例の新設、改廃等について平成 30 年 2 月定例会に提案する。

(参考) 国保県単位化に伴う関係条例の議会提案時期等について

時期	県		市町
H29. 12 【12月定例会】 (制定済)	【新設】 ①国民健康保険給付費等交付金条例 ・県から市町へ交付する普通交付金、特別交付金の交付事由の規定等	【新設】 ②国民健康保険事業費納付金条例 ・納付金算定に用いる係数、指数の基準等	
H30. 1	納付金の算出に必要な係数・指数等の告示		
H30. 2 【2月定例会】	【新設】 ③国民健康保険運営協議会条例 ・協議会委員の定数	【改正】 ④国民健康保険財政安定化基金条例 ・貸付、交付、取崩の事由、拠出金の徴収方法等を追加	【廃止】 ⑤国民健康保険調整交付金の交付に関する条例 ・制度がなくなるため廃止
			【改正】 国民健康保険条例 ・保険料(税)率の改正等

2 各条例の内容について

(1) 国民健康保険運営協議会条例(案)【新設】

ア 要旨

改正後の国民健康保険法の規定に基づき設置される広島県国民健康保険運営協議会に関し、必要な事項を定める。

〔※ 現行の運営協議会条例は持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第 19 条を根拠とした平成 30 年 3 月 31 日までの時限条例となっている。〕

イ 条例で規定する主な事項

(ア) 委員の定数を次のとおりとすること

区分	国民健康保険の被保険者を代表する委員	保険医又は保険薬剤師	公益を代表する委員	被用者保険等保険者
定数	4 人	4 人	4 人	2 人

(イ) 委員は知事が任命することとする

ウ 施行日

平成 30 年 4 月 1 日

(2) 国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(案)

ア 要旨

国民健康保険財政安定化基金について、関係政令の整備に伴い、市町への貸付及び交付並びに県が取崩しを行う要件等の規定を追加する。

(※現行条例は、積立てや管理に関する規定しか置かれていない。)

イ 条例で規定する主な事項

(ア) 市町への貸付

a 要件：保険料収納不足が生じたこと
(収納額が必要額に不足)

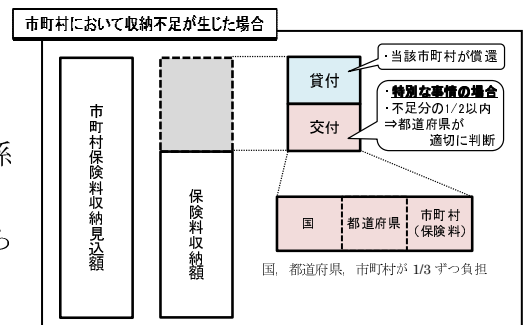
b 貸付額：(必要額－収納額－低所得者の保険料に係る市町の繰入)の 1.1 倍の範囲内

c 償還：貸付を受けた年度の翌々年度の初日から原則 3 年間で償還(無利子)

(イ) 市町への交付

a 要件：次に掲げる特別な事情があると知事が認めること

(a)被保険者の大多数が災害により著しい損害を受けたこと



(b)企業の倒産や主要な生産物の価格の著しい低下など地域の産業に特別の事情が生じたこと

(c)その他上記に類する被保険者の生活に影響を与える事情が生じたこと

b 交付額：(必要額－収納額－低所得者の保険料に係る市町の繰入)の1/2の範囲内

(ウ) 交付を行った場合の市町からの拠出金徴収

a 時 期：交付年度の翌々年度

b 対 象：交付を受けた市町だけでなく全市町から徴収

c 負担額：交付額の1/3を各市町ごとの納付金基礎額の算定方法に準じて各市町がシェア

※ 残り2/3については、国、県が1/3ずつ負担

(エ) 県による基金の取崩し

a 要 件：収入額が費用額に不足する場合

(=給付の上振れ)

b 取崩額：(費用額－収入額)の1.1倍の範囲内

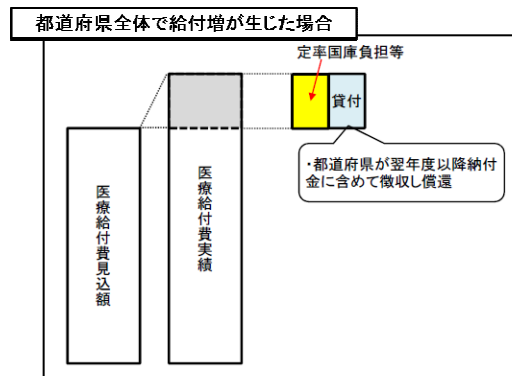
c 繰 入：取崩額の繰入れは、取崩しの翌々年度の

初日から3年間で行う

(納付金に含めて市町から徴収)

ウ 施行日

平成30年4月1日



(3) 国民健康保険調整交付金の交付に関する条例を廃止する条例(案)

ア 要旨

国民健康保険の県単位化に伴い、県から市町へ交付している都道府県調整交付金制度が廃止になることに伴い、当該条例を廃止する。(平成30年度以降は、県一般会計から県国民健康保険事業費特別会計への繰入となる)

イ 施行日

平成30年4月1日